

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第6号

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

墨田区後期高齢者医療に関する条例（平成20年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「葬祭費」を「規定による葬祭費の支給」に、「できるときは、その給付」を「できるとき、又は広域連合条例第1条の2の規定により葬祭費の支給を受けたときは、その給付又は支給」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の死亡に係る葬祭費について適用し、同日前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。